

介護保険制度が改正されました

☎高齡福祉課(保健センター) ☎71・2356 ☎72・1481

ここが変わります

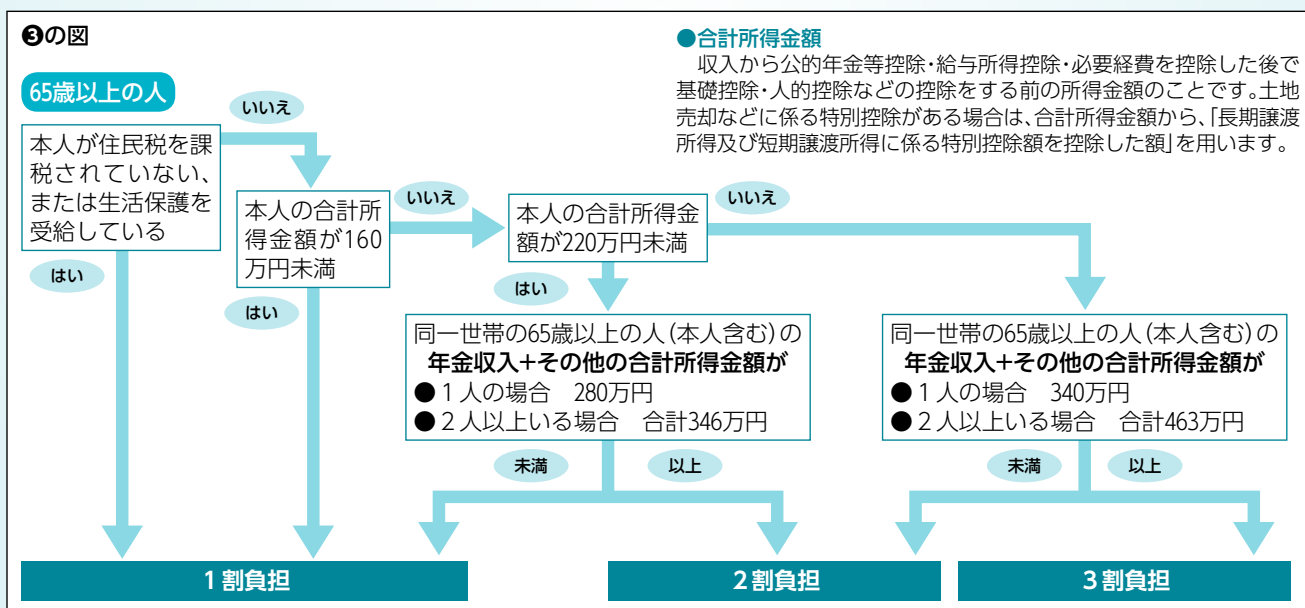
<平成30年4月から>

- ①介護保険サービスを利用したときの利用者負担
介護報酬改定に伴って、介護保険サービスを利用したときに支払う金額
- ②介護保険料

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

<平成30年8月から>

- ③これまで利用者負担が2割だった人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割に
- ④高額医療・高額介護合算制度の所得区分



※介護保険料の仮徴収(仮決定)の通知書を今月中旬に送付しますが、新しい保険料は所得が確定する7月以降に適用します。

人権シリーズ 誰もが過ごしやすい社会をめざして

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)では、障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮が求められています。

合理的配慮とは

障がいのある人から何らかの意思表示があった場合に、「社会的障壁(バリア)を取り除くために必要となる配慮です。状況に合わせて、過度の負担にならない範囲で行います。

合理的配慮の例

- ・ 段差がある場合に補助をしたり、高いところにある商品を取って渡したりする。
- ・ 行列ができたときなど、障がいの影響で長い時間立っただままで待つことが難しい人には椅子を用意したり、列から離れて順番を待てるようにする。

どのような合理的配慮が必要かは、障がいの種類や程度、場面によっても異なり、障がいのある人との対話が必要になります。

また、対応が困難な時には、その理由を説明し、別のやり方を提案することも大切です。

こうした機会を通じて、障がいのある人となない人が互いに理解し、人格と個性を尊重しあえる社会を実現できよう、できることから始めていきましょう。

※合理的配慮の事例についてはこちらで見ることが出来ます

《今月は社会福祉課が担当しました》



↑(QRコード)